

ケース スタディにみるジョイント ベンチャーの
法的性格と国際法上の位置づけ(二)

大 西 公 照

目 次

- 一 はしがき
- 二 ジョイント ベンチャーの法的捉え方
- 三 従来 of 国際法の再検討
- 四 ケース スタディ
 - (1) ジョイント ベンチャーの外人度とアメリカ連邦法
 - (2) タカハシ対漁業ゲーム委員会事件
 - (3) Noe v. Federal Communications Commission¹
 - (4) Société Remington Typewriter v. Kahn
 - (5) In Re Oil Industry Association Limited, Cracow

ケース スタディにみるジョイント ベンチャーの法的性格と国際法上の位置づけ(二)

(6) *Laurine v. Laurine*

五 むすび

一 はしがき

第一篇では、ジョイント ベンチャーの本質とその法的性格⁽¹⁾、更にそれが *law-making treaties* または *global law* と、⁽²⁾ どういう風な立体的法構造を保ち始めるに至ったかを明らかにし、統一法への展開に関する研究の足がかりとしたつもりである。

第二篇よりいよいよ本論に入り、ケース スタディからするその実証を行なおうとするものである。しかし何としても、この論文の枚数には極端な制限が課されており、この小論もまた結局するところ「ライオンの鼻毛を一本触ってみてその全体像を推し量ったもの」との誇りは免れないものと思っている。しかし日本が生んだ一代の碩学、大沢章先生の常日頃求めて止まれなかった「ケース スタディにも比較法的考察を加えること」とされたご趣旨に向って、かすかながらも小さい一歩が加えられることに望外な喜びを感じるものである。忌憚なきご叱正を心からお願ひしたい。

(1) 大東法学 二号 大西公照、ケース スタディにみるジョイント ベンチャーの法的性格と国際法上の位置づけ…(一)、二節
ジョイント ベンチャーの本質とその法的性格。

(2) 前掲書、四節 *law-making treaties* の統一法的性格とその拘束力、五節 ジョイント ベンチャーと *law-making treaties* の交錯。

二 ジョイント ベンチャーの法律的捉え方

ジョイント ベンチャーの本質とその法的性格については第一篇で明らかにしてある通り、非常に流動的であり、その定着にはまだ数十年を要するとする有力な意見も存在する程である。⁽³⁾ ジョイント ベンチャーが従来の概念を脱却して、いわゆる地球法 (global law) の成立を促し始めたのも、結局するところ、オーソドックスな国際法が所詮現代に至る迄、領域主権論からするタテの繋がり、尤も、その中には空中法と海洋法を含むのはもちろんであるが、それと同時にヨコの関係からする条約論、これもその中に上限としての超々他国間条約、law-making treaties 的なものを含むのも当然としても、このいわゆる二大コロラリーで成立して来ているということであり、更にこの外に新らしい分野として、それは第三分野の色彩を強くして来ているのであるが……憲章一章、一二章、一三章、特に一章に示されるいわゆる宣言形式による非自治地域に対する、先進国による神聖な義務としての、一方的援助方式の分野が⁽⁴⁾でき上ってきている事も事実である。また一般的にみて前者の領域主権の概念は最近ある程度の定着状態をみせており、いわゆる法律的なものと、Theologisch なものとの分離が図られつつあることも最近、世界の国際法学会の一傾向となっている。たとえば領域主権の Subject となる領域についてブライアリーは「一定の枠内で、ある種の制限の下に、その枠内の人および物 (persons and things) に対し、他国の管轄権を完全に排除して、そこに正当な権限を行使しうる空間であり、その一定の枠を国境 (boundaries, frontier) といふ」と説明し、⁽⁵⁾この空間に正当な権限が行使される状態を、ごく科学的に (scientific) 観察し (Oberaufsicht führen) て領域主権が行使されていると説明するのだとしている。ここで彼の説明は終るのであるが、要するに正当な権限を行使する主体が、なんであるかについては全然論じていないのである。この状態を今少し追究してみる。たとえばアイザック、ニュートンは一般に、万有引力の法則 (Prinzip der allgemeine Gravitation) を発見したと言われているし、ある秋の夕暮れ、彼がケンブリッジ、キングスカレッジの窓外を、物思いに耽りつつ眺めていたところ、突然林檎の落ちる状態をみて万有引力は何んであるかを entdecken したということになっている。

しかしニュートンは果たして一般に膾炙されているようにその何んであるかを発見したのであるか。ニュートンが発見したのはそういうものではなかった筈である。その何んであるかについては今だに何も解明されていないし、将来共その可能性はほとんどないのではないだろうか。有り体に言えばニュートンが発見したのは、林檎が何時、どのような方向にどのようなスピードで、どの位の重さで落ちて行ったかを客観的に観察し、法則化したのであって、 $F = K \frac{M \cdot M'}{r^2}$ の公式は如実にそれを物語っている。

われわれは領域主権が何んであるかについては(社会)科学としての分野から、これを説くべきではないと思う。先づそれは不可能に近いし、主題を「Theologie」なものと紙一重の問題にすり換えてしまふ危険性を内含している。もちろんそれが無意味であると主張しているのではなく、それはそれとして違ったアングルから追究されるべきであり、この分野からの定義には、何の止揚も認められないと言っているに過ぎない。

つまるところ領域主権がどのような場合に、いかなる働きをなし、いずれの対象に向っていかなる効果を及ぼし、何を結果しているかということである。そのためには、領域主権の働く状態をあくまで社会科学として観察し、コロライズする必要があるのは当然である。更に枠内にある「人及び物」とは制定法、Law of Statute 自身、及びその対象となるすべてを含むことは論を俟たないし、それが akzeptieren している状態の説明が国際法の取り扱う主体であるべきとする考え方であるということになる。

今ここにある個人Aがいる。もちろんそれはある nationality X に属しているが、それがY国に行つてY国の制定法の下にX国籍の僑生活し、その受容する legal corollary がY国籍人と同じものであるとしたなら、しかもその社会活動、とりわけ経済的働きが同じだとしたら、その legal corollary を受容する persons & things の定着する枠、すなわち「国境」をも取り除いてしまうことになりかねないのは自明のことである。換言すればこのことは従来の概念からする領域主

権の一つの概念を根底から揺さぶり始めているということになる。ジョイントベンチャーとは本来そういう性格を内含した⁽⁶⁾ものである。その意味する枠がどのようにして取り去られているのかを「ケース」を用いながらあくまで客観的に研究しようとするのがこの第二篇のねらいに外ならない。

(c) Perlmuter, H. V., *The Tortuous Evolution of the Multinational Corporation*, Columbia Journal of World Business (New York) 4 : 1969, pp. 9-18.

The Multinational Firm and the Future, Annals of the American Academy of Political and Social Science (Philadelphia) 403 : 1972, pp. 139-152.

Abi, S. G., *The International Law of Multinational Corporation ; a critique of American Legal doctrines*, In Annals d'études internationales, V. 2, 1971, Geneva, pp. 97-122.

(4) 大東文化大学紀要、十四号、大西公照、領域主権とその変動…(二)

(5) Briery, J. L., and Waldock, H., *The Law of Nations*, 1972, pp. 126-7.

(6) Casas, J. C., *Las multinacionales y el comercio latinoamericano*, CEMILA 18 : 605-614, 19 : 14-22 (1972-3).

三 従来の国際法の再検討

一般に考えられている国際法とは、国家、国際団体ならびに個人をも律する法である。しかしそのような法が、どんな状態の下で国境内にある「人や物」に影響力を持つかについては、今しばし再吟味する必要があるであろう。とりわけ世界中の殆んど⁽⁷⁾の国が当事国となる超々多⁽⁷⁾国間条約(大部の学者が強く主張している *law-making treaties*, *Vereinbarung* 等と呼ぶもの)地球法(*global law*)時代を迎えているのであるから、従来のように行政の長、大統領又は首相の任命になる全権大使(*plenipotentiaries*)⁽⁸⁾が署名した条約が、「国内問題としての同意を得る手続き」すなわち世界中のほとんどの

国が採用している「国会通過」、すなわち国内法の一部となる転移⁽⁹⁾(transformation)過程を経て、初めてここで国境内の「人や物」に直接影響力を持ち始めるのだとする従来の構図が、一部カナリ強く修正を迫られているということである。要するに従来の国際法は国家、さらに領域主権を土台として構成してきたものであり、領域主権そのものがある種の部面、すなわち外人籍をめぐる一連の事項、その認承問題、貨幣の移動、更に大きくは企業として種々の問題の解決にLex Foriの原則を厳格に適用するのであるが、ジョイントベンチャーの場合、企業に働く個人に対しては、ある種の制限を設けて一定期間を限り、当該企業としてのノーハウを含む一切の権限を投資・原料入手問題等迄も包み込んで、その地の国の主権の中にズッポリ入り、浸り込んでしまうという法的特質を持っている。ここでは、問題を当該個人とこの種の法律との関係にのみ搾り、どのようなケースを迎って来ているかを追究してみたい。もちろんここでいう法律とはいわゆる超々、多国間、条約の拘束する法律という程の意味である。

(7) 高田源清編(武市古希論文)東南アジア法の研究、大西公照、条約の本質とその法的性格…(一) ケース スタディにみる統一法への展開、参照

(8) Münch, I. V. Mitarbeit Dicke, D. C., Meyer, F., Neuberg, G., Schärli, J., Schunk, M., Scheuitzer, M., Volkenborn, H. H., 1974, Völkerrecht in programierter Form, 1972, S. 137.

(9) 高田源清編、前掲書、大西公照、二二四頁、二五二頁。大東法学、二号、前掲論文、大西公照、四五一―六五頁

四 ケース スタディ

ケース (1) ジョイントベンチャーの外人度とアメリカ連邦法⁽¹⁰⁾

まづ手始めにあがってくるケースとして、スタイナー、およびバークツ両教授があげるケースをみてみる。このファクトはスタイナー教授に対し、ハーバードでの、ある教え子を通じて紹介のあった手紙との事である。

まず貴方が貴方の田舎のニューヨークの顧客、アーサー プラム氏から次のような手紙を受け取ったことにする。(前提) 『貴方もご承知のように私は数人の従業員だけで、他人からのたいした援助も受けずに航空運送業 (business of freight forwarding) を自営してきております。現在全株式は私の所有であり、私のみる限り法人化する必要がなかったものである。大ザッパに言いつて私は顧客に対して時間や場所で手におえなくなった輸出規制や税関手続等々を調査しながら、船積み貨物の周辺のあらゆる仕事を取り扱っている者です。』

過去数年間フランス向け輸出はブームで、私はこのブームを私個人の特異性で作り上げて来たものと思っている。事実私がいくつかの重要な変更を考慮に入れても将来の見通しは甚だ良好である。私が今やりたいと思っているのは事業の拡大であるが、そのため、とりわけ欲しいのが経験を積んだ仕事上の同志と、もっと沢山の資本である。最近私はこの両方を発見したと思っている。私には、ル アーブルにいる従兄弟で、私の叔父にあたるジャッキーの息子ジャン ルソーがおり、彼はこの地で私と一緒に仕事をしたこともあり、現在航空輸入会社を経営している。現実にジャッキーは一九三〇年代の数年間アメリカにやって来た時、スタート早々の私の仕事を手伝ってくれ、当時彼の現在のアメリカ夫人と結婚している。ジャンは第二次大戦中にフランスで生まれた。彼は昨年、短期間だったが我々を訪ねてくれた。又我々がよい印象を持つ別の一つの重要な見通しはパリにおいてこの仕事に生涯の経験を持つクロード バルドー氏が居ることである。

われわれは現在、自分自身に対するすべての考えを盛り込んだ「取り決め」を彼等二人と交渉して来た。ルソーとバルドーは二、三年の予定で家族同伴で来米してくれることになっている。私に関する限り三人方式の組合 (partnership) が立派だとは思いますが、われわれすべては、もし、もっと利益があるなら法人化する手順も準備中である。しかしこれにまつわる法律上のトラブルがあり、われわれのやり方に同調してくれている法律がほとんどないということである。もちろん現在アメリカ市民に対して航空運送業を制限しようとして、この業界で、より大がかりな競争をすることを欲しない同業

者達によって動かされている一つの「動き」があることも確かのようなのである。この「動き」を推進している人々は、企業を「企業の責任 (business responsibility)」とか「国家の安全保障 (national security)」の利益を守るためにアメリカ人の手に確保する必要があるという類い、のスローガンを使用して来ている。かれらの動きは、終局的には、アメリカ合衆国の市民に対して航空運送業の制限をしようとして州立法院に法案を提出しようとして来ているものとみてよい。この法案は然し乍ら州立法院を通過し、合衆国連邦議会常設委員会に凶るところで停滞している。その理由は五一%またはそれ以上の累積株がアメリカ合衆国市民によって所有されるか、またはその企業の大半の役員がアメリカ合衆国の市民であるという事を法人約款の中に含ませるような、または含ませる市民規定がその法案の中に入っているためである。

私は、自分がこの法案に反対、挑戦をできるかどうかも疑わしいし、またもし例えこの法案の一つか、または両方が合衆国会を通過して法律となっても私の二人の同志とこの事業をどんな方式でスタートできるのか、どうかも怪しくなつて来ているということである。

私はこのことについて、またこの事業をスタートさせる何か別のさしあたっての問題があるのかどうかについて、教授より、よく理解できるように意見を聞かせて欲しい。』

ケース評釈

このケースには、いろいろな法性決定問題が含まれている。ジョイントベンチャーが外国に進出して、進出国法による法人として定着する場合、そこでの資本、役員、従業員の構成をどうするかは、バークツ教授の説明をまつまでもなく、ジョイントベンチャーの法人創設条約、税制の取り決めと、合衆国税法との関連等をも含めて、ジョイントベンチャーの法的性格の立体的法決定に欠かすことのできぬファクターとなるものである。

このケースの場合、結果的にはフランス側の利益を代表するものだととして、連邦議会への審議に入る前に、「外人社長の代

理人」として弁護士を雇うことができるという州令が出たし、事実この手紙の本人に対し「外人法人としての登録法」の下に登録することを要求している。⁽¹¹⁾

この問題はアメリカという先進国 (developed countries) の一国と略々それに近いフランスとの間に起きたものであり、中進国 (developing countries) や低開発国 (under developing, developed countries) との間のそれではない。これを換言すれば、これ程の先進国間でも法制により、資本、役員、従業員についてその割り合いの規制を図ろうとしている点である。もちろんこの法案は(合衆国)連邦議会で審議終了となり、陽の目をみなかつたものであるが、州によっては少しばかり規制しているところが二、三あるようである。この場合注意すべきは、(イ)企業活動の自由を認めること、(ロ)ジョイントベンチャーで働く従業員はたとえ外国人であっても、その法人が現地国法に基づく法人であり、その地での他の法人と同じ法律の規制を受けるものであること、更にその法人に外国人が働く間はその数が何百、何千人であろうと、現地・非現地人を問わず同じ法律的待遇を受けるということ、(ハ)親会社の投資額周辺の資金移動を認め、利益移動も州によってはほとんど規制していないところがある……ということになって来ており、個人に関しての国境の枠はこの分野ですでに完全に消え去っており、また消え去る方向にあるという点である。もちろん資金受入れ国側にもある種のプログラムの存するのは当然である。投資受入れ国が国内なみ扱い (national treatment) を採用すれば親会社国側でもカルボ原則のような政策が出てこようというものである。この場合カルボ原則が親会社国で受入れられると、投資受入れ国は外国子会社に対して、国有化その他に付随する補償手続きについて経済活動に関する根本的法律保証を法制化できることになる。⁽¹³⁾

勿論ここで絶対忘らるべきでないのは、ジョイントベンチャーの行動に関し成長と利潤が得られるような環境がぜひ整備されなければならないことである。その整備が投資受入れ国側の独自の政策による対応策の範囲でなされるべきは当然であるし、また受入れ国側のジョイントベンチャーに対する法律上の効果で外の諸機関とあまり変らぬ窓口をも

必要とするのは自然の成り行きである。このような対応策の再検討と、窓口機関の活動によってこのケースに出て来たような、投資受入れ国が、もつともこのケースはアメリカであるが、ジョイントベンチャーの政策決定や従業員の割り合い、更に取締役会への参加権等を希望する例がゴマンと出て来ているのである。ブラジル、チリ、コロンビア、ジャマイカ、メキシコのように現地での株式上場を要求しているものもあるが、これは現地側での配当金要求と進出外資の再投資、すなわち成長を期待する側との利害がからみ、紛争の種となっているものである。そういう意味から法律を設け、場合によって全株式を現地側所有にさせる投資引揚げ会社 (Disinvestment Corporation) の設立を提唱するハーシュマン教授のような有力な意見もある程である。また現地労働者のジョイントベンチャーの政策決定への参加についてはアンゲロポンロス教授を初めとして、かなりの研究⁽¹⁵⁾が出始めているが、これらの見解にみられるのは、要するところ進出企業の惹起する問題にはつとめて、受入れ国側は国家としてその責任を取らずに、現地国内法の範囲で進出企業が現地法に則って解決するということであり、従来の意味での国際法に則った国家主権の側からする解決はまづ以って図られないのだという事になって来ているということである。現地での政治関与、収賄規制等も例外ではない。

(10) Casebook Series, Steiner, E. H., and Vagts, D. F., *Transnational legal problems*, 1968, pp. 2-3.

(11) *Foreign Agents Registration Act*, 52 Stat. 638, 1938 amended 23, U.S.C.A. §8611-21 (Supp. 1966).

この条約で、ある条件の下に立法府が法律化する以前の問題として、アメリカに事務所を構え、且外国に本社のある法人の代理人を、例えばその法人がフランスの場合、フランス側の利益代表とすることが出来るようになった。

(12) Calvo, C., *Le Droit International Théorique et Pratique*, 1896.

Shea, D., *The Calvo Clause* Univ. of Minnesota Press, 1955.

カルボ原則の名称は一九世紀後半のアンゼンチン法律家、カルロス カルボに因んで名づけたものである。一般に、その地の内紛や暴動の結果蒙る外国人の損害は、従来の国際法により本国政府が正当な外交手続きを経て、国家間交渉に移し請求され

ることになる。然しこのやり方をラテン アメリカ諸国に適用すると、どうしても強大国に有利となり、国内的には自国の市民、国家及び外国人の間に不当な不平等を打ちたてることになる。そのためカルボ原則は、その地（ラテン アメリカ諸国）で惹起した外人をめぐる事件についての補償は、一切当地法により行なうとするものであり、これは一寸、「味違った Lex Fori の原則」とも言える。この原則をめぐる、一九四八年のボゴタ（Bogotá）経済協定、一九五七年の「両アメリカ間共通経済協定（General Inter-American Economic Agreement）等が論議されることとなる。

(13) Vernon, R., Sovereignty at Bay, The Multinational Spread of U.S. Enterprises, 1971, p. 279, (Harvard multinational enterprise series).

Kindleberger, C.P., American Business Abroad, Yale Univ. Press, 1969, p. 225.

(14) Hirschman, A.O., How to disinvest in Latin America, and Why, E.I.F. No. 76, 1969.

(15) Angelopoulos, A., Towards a Tripartite administration of large-scale enterprises, Annals of Public and Cooperative Economy, 1973.

ケース (2) タカハシ対漁業ゲーム委員会事件⁽¹⁶⁾

事 実

ブラック判事の裁判所提出意見書によると、被告タカハシ トラオは日本で生まれ、アメリカにやって来て、一九〇七年カリフォルニアの住民となった。連邦法は「トヨタ ヒデミツと合衆国との裁判⁽¹⁷⁾」における判決での「膚色と人種 (color and race)」の差別定義に基づいて日本人およびある種の非有色人種に対しアメリカへ入国し、居住することを許可したが、しかしながら彼等に対しアメリカ合衆国市民となることまでは許可しなかったというものである。⁽¹⁸⁾ 提訴された問題というのは、カリフォルニア州が、連邦憲法と一致して、その州法によって州議会を通過した法律であり、タカハシがカリフォルニア州の沖合いの外洋で、営利本位の漁民として彼の生計を営むことを禁止することの根拠とする、このアメリカ連邦法が創設している「市民⁽¹⁹⁾」として人種的に彼を不適格とするという規定が法的にみて適用できるのかどうかということである。

あった。一九四三年より以前でカリフォルニア州は外国人の身分 (alienage) や市民としての不適格者を顧慮することなく、あらゆる有資格者に営利上の漁業権証を発行していた。一九一五年から四五年迄、タカハシは州によって発行された年次営利漁業権証の下に明らかにカリフォルニア州海岸の外洋海岸線三マイルの内外線上で漁業をして、新鮮な漁獲物を販売する為海岸に運んでいたものである。

一九四二年、アメリカは日本と戦争状態にあり、タカハシや他の、日本人の先祖を持つカリフォルニア州住民は軍令のもとに州から撤退した。このことは「コレマツと合衆国」の判例に詳しく出ている通りである。⁽²⁰⁾一九四三年、戦争で州からの撤退の間にカリフォルニア州漁業・ゲーム法の修正案、「いかなる外国日本人」に対しても漁業権証の発行をも禁ずるという項目が採用された。⁽²¹⁾一九四五年その州法は再び、「憲法違反と宣言される」懼れがあるという理由で、一九四三年規定の「外国日本人に対する」という条項だけが目立つとして改正され、新修正案は、いかなる者も「市民として不適格な人に対しては漁業権証の発行を禁止する」というものになった。⁽²²⁾この分類中にはもちろん日本人も含まれていた。一九四五年カリフォルニア州法一八一章がそれである。連邦法の下では、アメリカ市民となる資格のない人々に対し営利上の漁業権証の発行を禁じるとするこの州法の規定について、タカハシはあらゆる他の州の必要部署と相談したのであるが、結局一九四五年にカリフォルニア州に帰郷した時点で、カリフォルニア州漁業・ゲーム委員会によって漁業権証を得ることを否定されることになる。

そこでタカハシは委員会に対し漁業権証を彼に発行させることを強制させるため、カリフォルニア州ロスアンゼルスカンテュー(郡)上級裁判所に(上級裁判所より下級裁判所への)命令を下して貰うための訴訟を起した。上級裁判所は命令書を下すための請願書の受け付けを許可した。上級裁では、三人の判事の少数意見が出たものの、本請願趣旨を逆転させカリフォルニア州は海岸線三マイル内の外洋における漁業での優先利益を保持しており、この権利はカリフォルニア州が一

般的に全外人、または、とりわけアメリカ市民となる資格のない外人が海岸線三マイルの内、外で漁獲をし、その漁獲物を営利上の目的でカリフォルニア州へ持ち帰ることを禁じることを正当化した⁽²³⁾。しかし連邦と州の関係、憲法上個人の平等と自由は守らるべきとする分野での重要性を持つこの問題を再検討するために、上級裁は下級裁への事件移送命令書を出すことになった。それを訳出してみると、「我々は *Truax v. Raich* 事件⁽²⁴⁾で簡易裁判所が支持するケースに適用される原則の考慮から始めるのが適当であると思う。現在カリフォルニア州が主張し、州最高裁が判決したカリフォルニア州漁業規定とは、*Truax* の見解で明瞭となった特殊公共権益 (special public interest) という理論を忌避することになるし、外人や市民となる資格のない人による営利上の漁業を禁止する州法が正当であるということになる。

その論争点はこうである。カリフォルニア州自身が、非市民住民から区別して全カリフォルニア州市民の信託物件として海岸線三マイル内の魚族を所有している。すなわちこれら信託物件所有者として、魚類の供給を確保することを手段とする三マイル線での、全てのいかなる外人の漁業をすることも禁止をすることをも完全な権限を持っているのである。なぜなら三マイルの線内を遊泳している間に捕獲された回遊魚 (migratory fish) は、隣接公海で回遊している間に捕獲されたものと区別し難いし、州は三マイルの規制を強化せんがために、*Bayside Fish Co. v. Gentry*, 297 U.S. 422, 56 S. Ct. 513, 80 L. Ed. 772 の裁判所判決に基づいて三マイルを超えて捕獲した魚を海岸へ運ぶことを規制することができるのである。一般に市民となる資格のない外人に漁業権証を与えることを拒否する法律は、州として論争の絶えないものであるが、これにより営利上の漁業従事人口を減じつつあり、それによって魚族の保護手段となっている事も事実である。いかなるグループに漁業権証が与えられないのかを決定する権力の行使で、たしかに州は義務としてでなく、州によって所与されている魚を共同社会人としての権利を持たぬ全外人にまづ禁止する権限を持っているのである」というものである。最後に言えることは、この判決は「市民としての資格のない外人に漁業権証を与えることについての立法者による否

定」であり、カリフォルニア州は単に連邦政府が帰化法の類別の採用を奨励していることに従っているという根拠に基づいて、それを意味のある類別だとして支持しているということに過ぎないということである。

ケース評釈

このケースはジョイントベンチャーに対する規制が州法によって行なわれるか、連邦法によって行なわれるかを示す判例として重要であるので例示した。要するに合衆国憲法は連邦法としての立場から第一条、第八節、第四項で帰化規則、修正一四条で法律の平等な保護権をうたっており、その州に居住するものは自由にアメリカ人となれることになっているのだから、合衆国の保護を求めるには、何の不自由もないことになっているとの観点に立っており、数あるケースもまたそれを実証している。このケースで問題となっているのは営業権と州法の関係であり、営業権は現地州の権益をまづ第一に考慮して、州法により規制する点である。すなわち州単位で州法が州の権益を決定するということを第一義として、連邦法の介入を排除するという建てまえは、ジョイントベンチャーの法理よりみると、交渉単位(bargaining unit)の規模を地域レベルに移すということであり、例えばアンデス共同市場国加盟六ヶ国がジョイントベンチャーに課したのも、このような判例に基づき協調政策(harmonization policy)を有利とみた為とみてよいように思う。⁽²⁵⁾ このケースは、その意味で海外的にも営業権とのからみで重要な意味を持つフリーディングケースとなったものとみてよい。

このケースをタタキ台として税法問題がスタートしている。もちろんそこには州法との対立があり、ベールマン教授の述べる如く、その調節にカナリ手間どることになる。⁽²⁶⁾ しかもこのケースの次に惹起して来たのが、商業取り引き人や専門職(医者、看護婦、薬剤師等)の外人に対する州法による制限問題であり、そのフリーディングケースが Constitutionalality of Restrictions on Aliens' Right to Work (1957)⁽²⁷⁾ である。一九六六年この種の州の制限法を設けているのは、葬儀師(ロネティカット)、ビリアード室管理人(ジョージア)、不動産業者(ニューメキシコ)、死体防腐者(ミシガン)、議事録速記

レポーター(ニューヨーク)、美容院技手(ワシントン)についてである。しかしこれ等制限法も最近の記録では、アメリカ市民となることを欲しないと宣言した移民外人には適用されないことになっている。ただ州制定法もこの点に関しその限界をハッキリ決めているわけではない。例えばテネシーとバージニアの二つの州では外人の開業者(Practitioner)にも弁護士となることが許されているのだとする証拠物件(evidence)となるような法律的なものまでが存在しているフシもある。⁽²⁸⁾更に注意すべき重要な件は、いかなる連邦最高裁の判例も修正一四に基づく正当なる法律の手續き、または平等なる保護の文節⁽²⁹⁾(the Due Process or Equal Protection Clauses of the Fourteenth Amendment)は厳密に適用していることを示しているが、さりとて外人に厳しい態度を示す州法の訴訟には、連邦憲法になじまぬ問題として避ける姿勢をとっている点を絶対に見逃してはならない。各州の法が外人の経済活動に対してはかなり違った方向を示しているのもそのためと考えられる。すなわち外国人の経済活動(Economic activities)に対しては連邦憲法が極端に厳しい態度をとるのに反し、州法は何んとかこれを認める傾向にあるものとみてよい。勿論タカハシ ケースの場合でもマーフイ(Murphy)、ラトリッジ(Ratlidge) 両判事による少数意見のように「この問題は反日熱の表示以外の何ものでもなく、単に日本人のカリフォルニアへの帰州断念を睨った政治的なものである⁽³¹⁾」とする考え方もあったし、またリード判事のように「漁業権は伝統的に連邦法の Jurisdiction の及ばぬ天然資源の一つとして取り扱われて来ており、その故にこそ主権を持つカリフォルニア州が海岸境界ラインでの魚族の捕獲、販売権を持っているのであり、州の天然資源は、州そのものが外国人の利用から保護すべきである⁽³²⁾」とするような consideration にたつ裁判官も居る程⁽³³⁾である。

連邦法は上述のように一般に州で活動する外人の経済活動には、厳格な規制を設けており、国籍の定義やその例外規定も念入りに法制化している。それに反し州法はその点、受入れについてかなり弾力的であるといえよう。⁽³⁴⁾

たとえばこの点に関し *Bolling v. Sharpe* ケース⁽⁴⁵⁾は連邦法と州法の抵触についてかなり突込んだ見解を示している。

しかしこれ等の規定も所詮、外国人個人に関するものであり、ユニレバー、ロイヤル ダッチ シェル、アイ ビー エム、ゼネラル モータス等の国際的法人格が世界各地に影響力を持ち始めるにつれ、この sprawling giant は好むと好まざるに拘らず州法の中にその弾力的な間隙を縫って入り込んでゆく事になる。バートリッジ判事が United States v. Scophony Corp. of America ケース⁽³⁶⁾で判決しているように「個人を拘束するプロセスで、国際法人を binding することはできない」ということである。要するに国際法人の州への進出に対して、いくら連邦法が厳しく制限しても、州法は無力だということになる。すなわちジョイント ベンチャーはあくまで州法としての法人なのであり、その合法的法人の下で働く外国人を規制することは、その訴訟権、財産の保護、経済活動権をも規制することになり、そこまで法律上、限界、画定を設けることは到底できないということである。還元すれば州法の下の人なだからその保証人は多くの場合アメリカ市民が法人代表であり、当然市民として、アメリカ市民と全く差別のない裁判を州法に則り行なわざるを得ないと述べている。⁽³⁷⁾ しかもこれらの判決文で注意すべきは、ジョイント ベンチャーが各州の国境を超えて州内に自由に入り込んでゆくのは、これを新らしい大自由主義 (the greatest freedom) というのだと述べる⁽³⁸⁾に至っては何と申し述べてよいのか、筆者もその批判に苦しむところである。

判例は古いが、嘗て有名なマーシャル最高裁判事が Dartmouth College v. Woodward ケースの判決文で述べた「法人は人工的な存在で、目に見えない、触れることのできない、ただ法の瞑想としてのみ存在する」⁽³⁹⁾と定義したような考え方が Bank of Augusta v. Earle ケース⁽⁴⁰⁾でも問題となったように「法人とは州法の単なる創造物であり、州法の支配を離れて存在しうるものだろうか」とその判決文で問いかけたことと同じく、果たして州法内に入り込んで来ているジョイント ベンチャーの外国人の訴訟権、しかもそれは民商法上のものがほとんどなのであるが、それを規制できる何もの障害も連邦法上存していないとする現状にある点を認めないわけにはゆかぬのである。その点からしてオーガスタ ケース⁽⁴¹⁾の

言うように、「アラバマ州はジョージア州で、その州法下の法人となり、その法人の起した外人民事訴訟をアラバマ州が連邦憲法上からとしても、どういう風に法律をひっくり返して解釈してみても、それを受け入れるわけにはゆかないではないか」とするのは当然の判決である筈だといえることになる。

フランスの場合は、ジョイントベンチャーがフランスの国内で起す民事訴訟には非常に厳しい制限を設けており、専らフランスでの法人設立に伴なう関係条約や、すでに判決で国内法の問題として裁判しうるとの権利が認められているものみに訴訟権を許可している⁽⁴²⁾ようである。

しかしいずれにしろ、すでに各国の国内法の下に、大の字になり (sprawling) 入り込み働き続けているこの巨人を法律で今頃規制しようとし始めること自体が土台無理なのではないだろうか。

(9) Supreme Court of the United States, 1948, 334 U.S. 410, 68 S.Ct 1138, 92 L.Ed. 1478.

(17) 268 U.S. 402, 411, 412, 45 S.Ct. 563, 565, 566, 69 L.Ed. 1016.

(18) 一九七〇年、最初の議会が “free white person” のみ市民権を許やとした。1 Stat. 103.

1970— “Alien of African nativity and……persons of African descent” 16 Stat. 254, 256.

1940— “descendants of races indigenous to the Western Hemisphere”, 54 Stat. 1137, 1140, 8 U.S.C.A. §703.

1943— Chinese persons or persons of Chinese descent, 57 Stat. 600, 601, 8 U.S.C.A. §703.

1946— Filipinos and “persons of races indigenous to India” 60 Stat, 416, 8 U.S.C.A. §703.

(19) 大沢章、大西公照、杉原泰雄、藤田勇ほか解説及び訳、世界の憲法、アメリカ合衆国憲法、二五頁、第一条、第八節、四項。三三頁、修正第一四条、第一節。

(20) 323 U.S. 214, 65 S.Ct 193, 89 L.Ed. 194.

(21) Cal. Stats. 1943, ch. 1100.

(22) Cal. Stats. 1945, ch. 181.

現在、修正コード条項は次のようになっている。

“A commercial fishing license may be issued to any person other than a person ineligible to citizenship. A commercial fishing license may be issued to a corporation only if said corporation is authorized to do business in this State, if none of the officers or directors thereof are persons ineligible to citizenship, and if less than the majority of each class of stockholders thereof are persons ineligible to citizenship.” Cal. Fish and Game Code. §990.

- (23) 30 Cal. 2d. 719, 185 P. 2d. 805, 808.
- (24) Supreme Court of the United States, 1915, 239 U.S. 33, 36 S.Ct. 7, 60 L.Ed. 131.
- (25) Andean Group ; Historia Documental del Acuerdo de Cartagena (Acuerdo de Cartagena, Junta)
- (26) Behrman, J. N., United States International Business and Governments (New York), 1971, p. 36.
- (27) 57 Colum. L. Rev. 1012, 1957.
- (28) Ohira & Stevens ; Alien Lawyers in the United States & Japan—A Comparative Study, 39 Wash. L. Rev., 412, 415, 1964.
- (29) 大沢章、大西公照、杉原泰雄、藤田勇ほか解説及び訳、前掲書、三三頁。
- (30) 例えは Harper v. Virginia States Board of Elections, 38 U.S. 663, 86 S.Ct. 1079, 16 L.Ed. 2d. 169, 1966.
- (31) Casebook Series, Steiner, H. J., and Vagts, D. F., op. cit., p. 49.
- (32) Ibid., p. 50.
- (33) Supreme Court of the United States, 1927, 274 U.S. 392, 47 S.Ct. 630, 71 L.Ed. 1115 State of Ohio Ex Rel. Clarke v. Deckbach. 上の判決は、判事の意見が中心となる。トランプ。
- (34) Vagts, D. F., The Corporate Alien : Difinitional Questions in Federal Restraints on Foreign Enterprise, 74 Harv. L. Rev., 1489, 1497-523, 1961.
- (35) 347 U.S. 497, 499, 74 S.Ct. 693, 694, 98 L.Ed. 884, 886, 1954.
- (36) 333 U.S. 795, 803, 68 S.Ct. 855, 859, 92 L.Ed. 1091, 1098, 1948.
- (37) Bank of the United States v. Deveaux, 5 Crunch 61, 3L. Ed. 38 Baptist Association v. Hart's Executors, 4 Wheat. 1, U.S. 310, 66 S.Ct. 154, 90 L.Ed. 95, 161 A.L.R. 1057.

- (38) International Shoe Co. v. Washington, 326 U.S. 310, 66 S.Ct 154, 90 L.Ed. 95, 161, A.L.R. 1057.
 Puerto Rico v. Russell & Co., 288 U.S. 476, 53 S.Ct. 477, 77 L.Ed. 903.
- (39) 17 U.S. (4 Wheat) 518, 636, 4 L.Ed. 629, 659, 1819.
- (40) 38 U.S. (13 Pet.) 519, 588, 10 L.Ed. 274, 308, 1839.
- (41) Bank of Augusta v. Earle, 38 U.S. (13 Pet.) 519, 588, 10 L.Ed. 274, 308, 1830.
- (42) Batiffol, J. H., (Professeur au Lycée de Toulouse), *Traité Élémentaire de Droit International Privé* 235-40, 1967, *Académie de Droit International Recueil des cours*.

ケース (3) *Noe v. Federal Communications Commission* ⁽⁴³⁾

事 実

ルイジアナ州ニューオリンズ地区でV・H・F局の商業放送、テレビチャンネル4の配分について三つの申請者があったのに、連邦コミュニケーション委員会がロヨラ大学という外人経営の法人にのみ許可したのは、州法のいう外人経営者に関する規制条項⁽⁴⁴⁾に抵触するから取り消し、再審査をやって欲しいという訴えであり、主たる訴訟人は許可されなかった側の一つであるJames Noe & Co. である。

判 決

確かにロヨラ大学はジュスイット教会というローマにいる *super general* (上級大将)の管轄下にあるのも事実である。しかしそのことが必ずしも州法にいう合衆国の安全を害することにはならないと思う。

たとえば一九三二年三月二十二日の「下院各州間商業委員会議長」に対する海軍長官の発言記録⁽⁴⁵⁾や一九三四年の「下院の各州間および外国委員会」での聴問会の記録⁽⁴⁶⁾を見ても、すべてラジオの戦時における合衆国との安全の問題の観点のみから論じられている。州法の制限項目にあるような合衆国の安全を害することが全く考えられないロヨラ大学への認可を取

消すことは州法のいかなる解釈からみても到底不可能であると言わざるを得ないのはその故である。Z側の主張する準拠法が一九三四年の外人不可の制定法なのであるが、立法的にみて、それが適用される背景となったスパイやプロパガンダがロヨラ大学に導入されるとは、どうみても首肯し難い。イタリア人ではなく、むしろローマン・カソリックの信者の集まりなのであり、少々本部派遣の外人がいても、ほとんどがアメリカ市民であり、訴訟人のいう宗教放送が僅かばかりあったとしても、同地区の信者の数から言つて、この地域の住民の宗教的安定に及ぼすメリットの方がはるかに大きいと思う。また外国人がいても、ルイジアナ州法に則り、その放送法の枠内で仕事をするわけであり、上诉人の言い分を入れると連邦憲法との抵触での別の問題、すなわち平等および保護条項との先決問題をも惹起するに至るので、上诉人の訴えを却下する。

ケース評釈

要するにこのケースはジョイントベンチャーが合衆国の州内で経済活動を展開する上での、その法律的背景と位置づけを探るに役立つと思う。

- (43) United States Courts of Appeals, District of Columbia, 1958. 104 U.S. App. D.C. 221, 260 F. 2d 739, cert. denied 359 U.S. 924, 79 S.Ct. 607, 3 L.Ed. 2d 627, 1959.
- (44) Section 310 (a) of the Communications Act of 1934, 48 Stat. 1086, 47 U.S.C.A. §310(a).
- (45) H.R. 8301, Before House Committee on Interstate and Foreign Commerce 73d Cong., 2d Sess. 26, 1934.
- (46) S. Rep. No. 781, 73d Cong., 2d Sess. 7, 1934.

ケース (4) *Société Remington Typewriter v. Kahn*⁽⁴⁷⁾

上訴内容

Société Remington Typewriter 社は、一九二六年六月三十日施行の法律にいうフランス法上の会社ではないので、フ

ランス国内での一切の利益活動を停止させて貰いたい。同社はアメリカに本社のある同名会社に分担金中一八分の一六を負担して貰って設立されたものであるが、この分担金はタイプライターをフランス国内で販売することを目的とするフランスでの法人資産に組み入れられているものである。勿論このフランス法人本社はパリにあるが、役員はほとんど非フランス人である。しかもその資本金をフランスで使うことを禁止されており、売る機械もアメリカの親会社で製造したものであり、商標は親会社のものを使うという制限までついている。更にこのフランス法人は営業センターがアメリカにあり、すべてがその指令でのみ動いており、冒頭にのべた一九二六年六月三十日の法律の意味するフランス法人ではないのだから、その活動を即刻停止させて貰いたい。

判 決

棄却する。上訴人がその準拠法として一九二六年六月三〇日の法律は、その対象とするものが営利上のレンタルや、特定の団体が二重リース権を設定するのを規制するのが主眼であり、その法人が外国籍の法人の営利上、工業上の賃借人にすぎぬという理由で訴え得ることを規定したものではない。

ケース評釈

このケースも一寸古いが、このような判決の積み重ねで、ジョイントベンチャーの進出基礎が、なしくずし的に国際的に成立していった法律的経緯を考える重要な判例である。ある日唐骨にジョイントベンチャーがその成立を、何の法律的背景もなく国際経済上から作り出されて来たとのみするのはあやまりである。

(47) Cour de Cassation, France, May 12, 1931. 1936 Dalloz Jurisp. 1, 121.

ケース (5) *In Re Oil Industry Association Limited, Cracow*⁽³⁸⁾

事 実

ケース スタディにみるジョイントベンチャーの法的性格と国際法上の位置づけ(二)

一九二〇年の国内法の下に、ポーランドでは、外人が國務大臣の同意を得るだけで少額の貨幣で不動産を手に入れることができた。当時ポーランドは大変なインフレーション下にあった。このことに気のついた二人の外人が主として不動産の売買を目的とする有限責任会社を作った。クラコウ地裁、商事部はこの種の会社登記はポーランド人の行なうものであり、申請者が二人であろうが、一人であろうが問題ではないとの理由で、その登記を拒否した。クラコウ控訴院はこの件の上訴を受理した。しかもその判決文の中で、当該会社が国内的性格のものか、外国的なものかを決定するためには、法による単一の基準が必要であるとし、このケースの場合法人の国籍は大した問題ではなく、資本の構成が主題になるとした。不動産の売買はポーランド籍の法人では、問題がないのであり、外人籍の場合にのみ問題となるものであり、この場合ポーランド法によるポーランド法人として申請されている。しかし外人から外人への資本の移動の包括的禁止や制限は立法政策の分野に属するものであり、本裁判所の決定になじまぬものであるとして、本上訴を却下した。

この上訴を受けた最高裁は原判決を棄却して次のように結審した。「この二人には不動産を買う能力が皆無であり、共同でも不可能であるので彼等が株主となって会社を作ることとは不可能であるから、当会社の登録を受付けることを禁止する。⁽⁴⁹⁾」

ケース評釈

この判決も結局するところ、外人といえども会社を外国で作る登記することには、国内法上拒否できぬとした点に注目する必要がある。その故にこそ別の面から不可能の判決を下しているのである。こうした面からもジョイントベンチャー受入れの法的素地は徐々にでき上ってきたものと言える。

(48) Poland, Supreme Court, Third Division, 12 Nov. 1921, 1919-22, Ann. Dig. 245, No. 172.

(49) O.S.P., 1, No. 589

事 実

ケース (6) *Laurine v. Laurine* (59)

一九四〇年エストニアはソ連邦に合併された。四年後に当時エストニア国籍であったローリン夫妻はエストニアからスウェーデンに逃亡し、そこを永久居住地とした。そこで夫妻は判決に基づく別居を求める訴訟をスウェーデン裁判所に出し、その審理が開始された。判例によると、スウェーデン国内法が適用されると別居が認められることになるが、しかしもう一つのスウェーデン法である国際結婚法 (IvL) は、国内、国外をも含めた結婚や縁組み家族問題に関するある種の問題を規制しており、その条項によると衡平法裁判所での別居は認められないことになる。最高裁は、そこに IvL を適用し、裁判所による別居は認められないとした下級裁の判決をひっくり返した。すなわち国際結婚法の三章、二節によれば、裁判による別居は、夫と妻が同国籍である国家の立法の下でなければ適用されないし、その場合にのみこの種の別居が許されることになる。然し別居の準拠法は当事者の国内法とスウェーデン法の両法に実在している。然も個人の法律上の別居について人格権を含めた法律関係として規制する法令上の規定は何もないようであり、彼等が永久の住居を持っているところの国家の法律に従うことになっている。もし永久の住居がスウェーデンにあるならスウェーデン法のみがその別居が許されるべきか、どうかを決定する。この事実は現在スウェーデンに永久住居を持っているローリン夫妻が、無国籍者であるということとは無関係である。それにも拘らずこのことはローリン夫妻が一九四四年政治的亡命者としてスウェーデンにやってきたこと、更に現在ソビエト連邦の保護を享受して居らず、加えて夫妻がソ連邦に帰る意志の全然ない事実からも明瞭である。ソ連邦へのエストニアの編入の結果として獲得したローリン夫妻のロシア人の国籍はその性格からして全く形式的なものである。

国際結婚法 (IvL) で個人の地位に関する外国人国籍者の法律的效果が、それには勿論裁判による別居の必要要件に関

する効果も含めてであるが、法制化された時は、立法者は明らかに、当時は今ここでわれわれがローリン夫妻別居事件で取り扱っているような国籍の問題迄も考慮に入れて迄は作らなかつたようである。このことは、「個人の国籍は、その国籍と一致する問題のみでその法律的效果を決定すべきである」というスウェーデン法の条文の中に横たわっている政策とは決して矛盾するものではない。

これに反して彼等の人格についてもその法律的关系を持つ限り、無国籍者をも規律するというルールを作る政策は、最早や彼等の祖国との現実的なつながりを持たない外国人、たとえばローリン夫妻のような地位にある外国籍の人にも実体的に適用しうることもなるのである。……結論するとこのケースの場合、すなわち裁判上の別居に関してはスウェーデン法の規定でも決定しうるものと思う。

ケース評釈

このケースは、個人とその個人の属する政治集団、ここでは国家であるが、その間の関係を定義することに主眼が置かれている。すなわち「法の選択の問題」ともいうことができるであろう。スウェーデン裁判所は、(1)別居を規定するスウェーデンの実体法 (Subjektives Recht) を選ぶか、(2)別の規定、すなわち法の選択の問題を解決するために、国際条約が *transformation* を完了して、国内法として、すでに働いているスウェーデン法 (国際結婚法) の方を選ぶかの問題に⁽⁵¹⁾ブチ当たったわけである。この問題について、イタリアのマンシニ氏が面白い見解を約百年程前に述べているので、忠実に訳出してみる。「国民的性格や精神は、それ自身大まかに言えば私法の関係を表わしているのである。というのは法令や慣習は国民の行なう全く自然な自発的な行為、しかも社会を作り上げていく集団間の默契の性格を持った、めいめいのルールの上に成り立っているものであり、時としてそれが単純に道徳や習慣や個人的伝統に基づいているものもある。

気候、温度、地理的条件、山脈性、海洋性、土壌の性質および肥沃度、需要またはそれ以上のものの欲求の多様性等々

が各国民の法律関係の制度のほとんどを決定しているということになる。これらの事象が、非常に多い、少ないの別はあつても、肉体的、道徳的発達速度、集団関係の組織、職業の選択すら迄も決定しているといえるし、彼等国民の活動や商業関係の類いも、屢々これ等事象によつてゐる場合さえある。これらの理由から、いろいろな国民がその私法の下における個人の地位や能力についてその条件の差異からするいろいろな違いがでてきているのだと思う。何人と雖も、この自然事象に対して暴力を加えずに、また大きな不正で、しかもこの自然事象の体裁をもひっくり返さずには、この違いを無視することはできないだろう。……個人的身分と素性について裁判上の能力を保持する異国人がわが国にやつて来たとしても、立法者が任意の、寛大な免許と考えられる適用をそのルールに施しうるだろうか。またその国で裁判を受ける権利を要求すること自体がなんと不公正な主張であることか。

個人や集団の地位は、あらゆる人間に属さぬ特性や資質の複合体からでき上つてゐるが、しかし個人としては特定国家に属しているということである。もしもある一個人が同時に、イタリア、フランス、ドイツ人の三国籍に属してゐるとしたら、その一個の人間の法律的效果は同時に上述の全部の国の個人権と、これら国籍の全部によつて作り上げられるすべての個人に属する家族組織に関する諸権利を持つてゐるという概念を同時に浮び上らせることになる。人間は他国の新国籍を受入れることによつて、彼の旧国籍を変更しうるが、同時に彼は自分の旧国籍を保持したり、また彼自身の新らしく属することになる国家を映し出す鏡のようであるその新条件を拒否したりすることができなくなるのは当然である。」

このマンシニ氏の意見でも明らかのように、個人については、その国籍を客観的に決定しうる要素があり、それ等の要素は、それが作り出す国民的性格や精神に迄及んでゐるのだとしてゐる。この理論にたつと、個人の国籍はそれがもともと何国人に属したかだけでなく、ある時期より現在迄にどのような客観的規制の中におり、どれ程の影響をその要素から受けたかによるものとみてよい。換言すれば、個人の国籍がどのような国で作成されたかではなく、どのような要素の中でそ

の個人が作り上げられて行ったかが、その主対象となることになる。その中には当然その個人が現在の要素の中で何を望んでいるかが国籍決定の *key role* となるとの意味をも含むことになる。またこれを裁判所側からみると法律選択の問題になり、結局するところ、*Lex Fori* で決定するということに外ならなくなる。例えばいかに *IAL* が、出生から始まる国籍決定問題で「届出制」をとり、それによる「送致」⁽⁵²⁾を行なうものであっても、その決定は被送致国の国内法、特に私法がその主役となり、公法がその脇役を演じることは当然であるということになる。

このような判例が積み重ねられ、*ジョイントベンチャー*で働く従業員の問題は国内法上、その国の法律の支配をのみ受けていくことになる。またその国の法人であるということは、その法人の続く限り、法人を通じて、その *Lex Fori* が適用され、従来の国際法でいう国際条約からする制約は受けられないのだとする新ルールができ上がったといえよう。しかしこのルールでもってしても *ジョイントベンチャー*が投資受入れ国で、その地の法律になじまぬ事故を起して紛争となるケースが多い。勿論、投資紛争解決条約 (*The Convention in the Settlement of Investment Dispute*)⁽⁵³⁾もあるにはあるが、何分非加盟国が多い為、突如として、ある民事事件が国家司法権のもとに入ってしまうケースも多いのである。受け入れ国現地での政治問題介入、収賄、脱税事件等がこれに入る。

たとえば非加盟国の多いラテンアメリカ諸国は自国の領域内で生じた紛争は、すべてこれを自国司法権で裁くのがスジだとしているが、これもよく考えてみるとその土地で起る *ジョイントベンチャー*との問題は、その地で裁くという主義とのウラハラ、の事象であり、要するに国家間の合意から成る政府間交渉で解決しないという点で、一歩、超々多国間条約 (*Vereinbarung, law-making treaties*) に足を踏み入れているものだとみてよいと思うし、これ等の諸国が加盟国となれば、更にその地の完全な法制下に入ることはモロッコ対ホーリデー・インのケース⁽⁵⁴⁾が何よりもそれを雄弁に物語っているものとみてよい。

- (50) Supreme Court of Sweden, 1949. 16 Zeitschrift für Ausländisches und Internationales Privatrecht 145, 1951, Aus Nytt. E., Och Annati anledning of frågen om Akademiska a iurisdictionen, Juridiskt Arkiv, 1949, 1, 82.
- (51) Mancini, P. S., Journal du Droit International Privé public avec le concours de.....221, 293, 1874.
- (52) 「送致」の用語は久保岩太郎先生著、国際私法概論、昭和二十八年、七五一九〇頁より借用した。
- (53) International Center for Settlement of Investment Disputes Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of other States (effect 1966), from ICSID/2, 1965.
- (54) International Center for Settlement of Investment Disputes, Proceedings: Six Annual Meeting, 28 Sept. 1972, Docu. AD/72/4, 1972.

五 五 五 五 五

個人の他国での経済的活動がその地でのどのような法規制を受けるか、またその個人が自国から進出してきた法人または現地の法人とのジョイントベンチャーの中の一従業員である時、その地の法律からいかなる法コントロールを受けるかについて、六コのケースを用い追究してみた。現実に何万、何十万というジョイントベンチャーの従業員が国境を越え、他国で働いている。もっとも、他国で働いているというと、一般に何かそれに「出稼ぎ」的意味があり、この場合の用語として適当ではないかもしれない。それは他国で他国人と同じ法律的規制を受け、訴訟権もジョイントベンチャーという現地法人を通すということ以外はその地に永住権、更に市民権を持つ人と何等変らないのであるから準現地国籍人ということにもなるであろう。

現在ジョイントベンチャーの分類に入る会社で、しかもその国の法人で働く他国人はこの分野での先進国といわれる米、日、西独三国でも百万人を下らない。もっとも三国のうち日本は従業員数では米、西独二国に大きく劣るが、投資額

ではそれ程の差異はないようである。たとえば一九六〇—七〇年の間に、米国の対内直接投資フローは、対外直接投資フローの二〇%⁽⁵⁵⁾であり、日本が三〇%、西独と英が六三%、オランダが九〇%であった。因みにフランスは対内直接投資フローは対外の二倍、イタリアとカナダは二倍以上、ニュージーランドは三倍、ベルギー四倍、オーストラリア、スペイン、ポルトガル、南アは七・五—十二倍に達している。米国に対する欧州諸国の投資額は、欧州諸国に対する米国の投資額とほぼ同じである。しかし後者の八〇%が直接投資であるのに、前者の七〇%は有価証券投資であり、株式投資と債権投資がほぼ半分ずつである。このように米国の他の先進諸国に対する直接投資総額はオランダ以外の欧州諸国の米国への直接投資額を数倍上まわっている。⁽⁵⁶⁾欧州の米国進出ジョイントベンチャーの投資額の殆んどが、イギリス、オランダ、スイスであり、その六〇%を占めている。日本は石油、製造業、サービス部門に驚くべき進出をしているが、支配権を握る迄には、まだ数年を要するようである。

日本は現在重工業の成長の柱 (growth pole) といわれる鉄鋼、石油化学、エレクトロニクス、船、車、航空機の六部門で各々世界総生産量の三分の一から二分の一を生産している。しかし近年迄かなりきびしい外資規制策をとったため、外資参加企業の固定資産は一九六八年で製造業の総固定資産の二・三%、総売り上げ高の一・六五%である。石油産業の六〇%、ゴムの一九%は例外に属している。⁽⁵⁷⁾しかしこれも数年の間に逆転するだろう。(一九七五年末現在)

カナダは三分の一がジョイントベンチャーであり、生産高では六〇%、鋳・精錬関連では六五%に達する。米国はカナダに対する直接投資総額のうちの八〇%を占め、英国がこれに続いている。英国は他国から英国への対外直接投資総額の八〇%を米国に占められており、それは全製造業の一三%、総雇用者数の九・二%、総輸出額の五分の一を占められていることになる。ベルギーは対外直接投資額の半分が米国の子会社によって占められており、国民総生産額のうちジョイントベンチャーによるものが四分の一、販売高の三分の一、総雇用者数の一八%、輸出額の三〇%となっている。⁽⁵⁸⁾フ

ランスは、西独よりも低く三分の一である。⁽⁵⁹⁾これにはいろいろの理由が考えられるが要するところ、この国の科学技術の水準の高さを物語っているものとみてよい。⁽⁶⁰⁾

更にジョイントベンチャーが国民総固定資本量に占める割り合いが一九七〇年の記録では、カナダ三分の一、英国五分の一、ベルギー、ルクセンブルグ、西ドイツが一二—三%、フランス六%であり、特にカナダではケミカルプロダクト、メタル、マシーン、トランスポーターションインストゥルメントでその五〇%を超えている点に注意すべきである。⁽⁶¹⁾しかもこれ等の傾向は最近急速な展開をみせており、少なくとも一九八〇年代には七〇—八〇%がジョイントベンチャーによって生産、販売されていくことになると思われるのである。

このような状勢下に、進出地で進出法人、進出労働者が極度に増大していくにつれ、進出地法の下でのトラブルを起すケースが頻出し始めた。本稿は、外国でその国の個人がどのような取り扱いを受けて来たか、特にそれが現地での法人の一部として作用する場合、いかなる現地法の働きを受けるかに搾って取り上げたものであり、現在頻出しているジョイントベンチャーを通して起こる本論文の主体となる政治介入、収賄、脱税のケースは次稿に発表する予定である。

ケース(1)で紹介したものはほとんどの企業が国籍、国境の枠をハミ出してしまふという形勢下にあるという状態のものであったし、それが当事国の国益を損なうとする立場からの規制を設けても、終局的には規制し切れる状態にはないことをそれとなく示したものである。資本のハミ出しだけでなく、技術を伴った労働者の流出なくしてその完成はあり得ない。これがジョイントベンチャー時代に突入すると、それが何万、何十万の単位となっていく。次にタカハシケースであるが、ここで論じたものは永住権、営業権、市民権の三権の法的地位をめぐる優位の決定である。この場合、勿論、本戦争にまたがったわけであるが、カリフォルニア州控訴院も州最高裁も原告が市民権なきが故に禁止するとの立場を一歩も崩さなかつた。しかしこれが連邦憲法の人権条項に抵触するのは、いかんともし難く、結局アメリカ市民権をとりさ

えすれば、勿論合法であるとし、州法もそれ以上に、永住している外人の営業権を規制することができなくなった論理を示したつもりである。この判決は営業権を持って州法の規制下に入州してくる外人およびそれ等の法人には、その規制が及ばなくなつて来たという意味で重要である。ジョイントベンチャーがその州の法律の下に、その州の法人として営業するものであり、またその殆んどが法人代表を現地人とし、進出法人は投資主としておさまるケース等が多いことから、州法が受入れ拒否の法的立場を根底から喪失してゆき、一方連邦憲法は外資の導入やジョイントベンチャーの進出には、後ればせながら、ロビイストなんかと協力しつつ、厳しい制限を課することに狂奔するの、州法がその意味での法律を完全にザル法化していく過程の一つを示している。

第(3)のノア ケースはアメリカで許可される法人が、それがたとえ公益法人であろうとも、営業権のみという立場からなら、外国人企業は何の制約もなしに営業しようとの立場を明確にしたリーディング ケースである。一般アメリカ人も、外国人の営業権と競合した場合、アメリカ市民には何か有利な州法の保護が加えられるように考え勝ちであるが、このケースはその何もないことを暴露した点で重要である。しかも何か保護権がありそうに彼等が考えていたのは、実は今次大戦中に各州の作った軍事機密漏洩禁止を土台とする死文化したスパイ法の残影だったわけである。判決はその経緯を立法当时に遡って詳細に解説している。このケースを契機としてアメリカ東岸に数多くの多国籍企業が進出していくことになる。

第(4)のケースはフランス・パリにあるレミントンランド タイプライター会社に関するケースであるが、本社がたとえニューヨークにあり、フランス レミントンランド タイプライター会社は、その本社工場で製造したものをフランスで売り捌くだけの、しかもアメリカ人の指令にのみ従つて、また全株がアメリカ人によって所有されつつ動くものであつても、それを規制する法律はフランス国内には存在しないことを天下に示した判決である。現代のジョイントベンチャーは現地法人であり、現地法の下に経済活動のみに搾つて活動するから、全然その活動を規制する方向での拘束力を受けぬ

ことになっているのは当然である。

第(5)のケースは外人が自国籍以外の国で、経済活動のみを対象とした法人を登記する場合、外人なるが故にその登記を拒否される法律、法的根拠は何も存在しないことを示している重大な判決である。人間社会の福祉とその向上が、その大部を経済活動およびその交流に負っていることから考えて、従来の国際法、すなわち国境争いを出発点とした過去の戦争概念でも持込まぬ限り、この本質的問題・その流れに棹さすことが不可能なことを示している。

第(6)のローリン ケースは、アメリカ連邦法に対する州法のように、スウェーデンでも、そこに住む外人の別居問題は「郷に入りては郷に従う」、いわゆる *Lex Fori* の原則で裁かるべきであり、その領域住民の支持する法律が優先することを示したものである。しかもローリン夫妻はすでに、それぞれにスウェーデン法人に勤務して生計をたてており、何にもましてこの国の生活になじんでおり、またその国の法律にも溶け込んでいることがその決定要因となったことである。ジョイント ベンチャーが経済活動を主として、しかもその国の法律にいかになじんでいるかということが、重要な役目をなすとし、その構成要因のフォームが何であるかは殆んど重要性を持たないとする方向に進んでゆくことを示したことになる。そしてこの方向そのものが二章で述べたように、客観的にみてジョイント ベンチャーの法的性格とその国際法上の位置づけを説明していることになる。

なお続編は西独と日本のケースの紹介、更に現在ますます惹起しているジョイント ベンチャーと現地法とのトラブルに焦点を合わせ、地味ではあるが、可能な限りの法律的メスを入れていく予定であり、六〇年も前に、大沢章先生が、勇敢にも主張された、国際法は国家、国際団体および個人を律するものであり、この法は将来いよいよ国家、国際団体の枠を外し、ただ、たひすら個人とのダイレクトな関係づけへと進むであろうとされたお考えが、⁽⁶²⁾どのようにジョイントベンチャーを通じアプライされるかを追究してゆこうと思う。

- (55) Business International, The Effects of United States Corporate Foreign Investment, 1960-70 (New York, 1972).
- (56) Hellmann, R., The Challenge to United States Dominance of the Multinational Corporation (New York, 1970).
- (57) Japanese Trade & Industry Ministry, Special Report on foreign Owned Firms in Japan (Tokyo, 1968).
- (58) Van den Bulcke, The Foreign Companies in Belgian Industry (Ghent, Belgian productivity Centre, 1973).
- (59) Bertin, G., "Foreign Investment in France", in Foreign Investment.
- (60) Litvak, I. & Maule, C., The Experience of Host Countries, 1970.
- (61) Ibid.
- (62) 大沢章先生は、一九二〇年代に「国際法秩序論」なる大著を初めとして、あま多の論文を発表され、その中で国際法は、ややば、とりわけグロチウス以来領域主権とその転移の亡霊にとりつかれており、国家、国際団体間の法であるとの規定に懸命であるが、それは誤謬を冒しており、国家、国際法団体、ならびに個人をも律するものであると提言された。そして、ゴクに近い、将来国家の枠はとれてゆき、その残影の上に個人が大きく浮び上ってくるだろうと結論している。当時内外でこれ程ハッキリ、明日の国際法のアリ方を明示された学者は見当らない。

従来の国際法は縦断的關係からする領域主権論、もちろんその中に領域およびその主権、国境、主権のおよぶ領域の限界たる領海、領水、海床地下資源を含む陸底、海底の限界、その及ぶ公海、最近の経済水域、空中への限界の設定等、更にその限界内に住む *person & things* に対する *legal controls* と、横断的關係からするそれ等を一つの *unit* として発する条約論にのみ二分するとする考え方から一步も出ずにいたといえよう。しかし、領域主権論は条約論と一体のものであり、国際法と表裏をなし、その主体はあくまで個人でなければならないと喝破された大沢先生の *legal corollary* が今漸く内外の学者の間で結実しようとし始めているものとみてよいだろう。国際法も国内法もその根ざすところは同じく個人である筈であり、その二法も結局するところそれを媒介として個人に接するに過ぎない。又この考えに立たぬ限り、現在滔々として押し寄せて来ている *Jus Cogens* の法理や、今世界をその渦の真ただ中に巻き込みつつある多国籍企業の実態をどうして把握できるであろうか。グロチウス以来の国家という枠を土台とした従来の国際法の概念が、その根本的転換を余儀なくさせられ始めたのは当然である。

日本の法学界に全くなじまぬ領域となっている比較法、公害、コンパラティヴ ケース スタディ等の分野の解決にもこの転換は大きな意義を持つことになる。大沢法学の意味するところについての再検討が叫ばれる所以である。